

平成25年12月26日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 中川 政和



篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等にかかる意見・提案について

篠山再生計画（行財政改革編）（以下「再生計画」という。）の進捗状況等について、篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）において慎重に審議した結果、一部実績効果額が計画効果額を下回った項目はあるものの、昨年度に引き続き市債の繰上償還に取り組むなど、全体的には着実に行財政改革に取り組まれていることを確認しました。

しかし、財政指標のうち実質公債費比率・将来負担比率については、全国的に見て依然として高い水準にあります。実質公債費比率については合併算定替の縮減に伴う普通交付税の減などにより、平成25年度決算数値では再び悪化することが見込まれ、将来負担比率については改善がみられるものの、他の自治体に比べそのスピードは緩やかです。

収支見通し上、その均衡が図られるのが7年後の平成32年度であること、また平成31年度には、財政調整基金が底をつくことと見込まれることなどを再認識する必要があります。

厳しい算定替の縮小を既に経験した篠山市としては、今後見込まれる交付税の増額等に甘んじることなく財政規律を堅持し、収支の均衡、財政健全化に向けた積極的な取り組みと堅実な実行が求められています。

さらに本委員会では、特に篠山再生計画策定時よりの懸案事項となっている公の施設に関する固定資産台帳の早期整備と維持管理・長寿命化計画等の策定、実行等を統括的に管理する組織の設置をあらためて提案させていただきました。合わせて、新たに「決算重視」への意識・制度改革の提案を行っています。再生計画の推進に堅実に取り組む篠山市だからこそ、決算数値・財政指標の分析を起点にした予算編成への取り組みについて検討すべきと考えます。

計画策定から5年が経過し、順調に篠山再生が進んでいる今だからこそ、更に一步前に踏み出し、再生と発展のモデルとなることを期待しつつ、本委員会において取りまとめた意見・提案を別紙のとおり提出いたします。

篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会委員の意見・提案
【平成25年度】

取組項目等	意見・提案
公の施設の見直し	<p>一時休館していたチルドレンミュージアム等が再開し有効活用されていることは評価したい。しかし、「経費のかからない運営方法を検討する」というなかで、支出される指定管理料額の妥当性を含め、モニタリング制度等を積極的に活用し、市民に対してその運営状況等を継続的にわかりやすく情報提供を行うこと。</p>
	<p>施設更新のための投資を計画的に行うための全体的な計画を作り推進するため、基礎的な情報としての固定資産台帳の早期整備と、公共施設を統括的に管理する組織の設置が不可欠である。</p>
	<p>図書館ほか市民の利用する公の施設については、施設のあり方、利用者のニーズ、効率性などについて検討課題にしながら様々な方策を検討すること。</p>
財政収支見直し	<p>今後、交付税の増額等が見込まれるが、財政調整基金が平成31年度に底をつくと思込まれるなか、財政規律はいかなる事態があっても緩めてはならない。収支見直しにおいて想定していない歳入増は財政調整基金に積み立てをし、基金が底をつかないようしっかりと維持していく必要がある。</p>
その他	<p>今後、交付税、消費税の見直しなど、歳入、歳出に大きな影響を及ぼす政策が確定的に出てきた場合、速やかに再生計画への反映、見直しを行うとともに本委員会へ報告するような仕組みを検討されたい。</p>
	<p>将来の人口減少、社会構造の変化に的確に対応しつつ財政収支を安定化させるため、総合計画等の見直しにあたり、公の施設のあり方など再生計画に基づく長期的な視点を反映し、より充実して実効性のある内容にすることが重要である。</p>
	<p>債権管理条例の制定とあわせ、その実効性を高めるための組織強化が不可欠である。強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権を集めて、債権回収のノウハウがある職員を中心とした「(仮称)債権管理課」の設置を検討されたい。</p>
	<p>次年度の予算案策定に速やかに反映するため、市の決算確定の時期を繰上げるべきである。決算の審査、決算の数字こそが予算を審議するためのスタートラインであるという意識をもって執行部、ならびに市議会も臨まれたい。</p>

篠山再生計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、篠山再生計画の着実な推進を図るため、篠山再生計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 篠山再生計画(行財政改革編)の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成24年5月22日要綱第46号)

この要綱は、公布の日から施行する。

篠山再生計画推進委員会名簿

平成25年12月26日現在(敬称略)

NO	委員区分	氏名	備考
1	委員	稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
2	委員	東 泰弘	弁護士
3	委員	酒井 加世子	
4	委員	圓増 亮介	
5	委員長	中川 政和	
6	副委員長	菟原 元彦	
7	委員	土井 正幸	
8	委員	安井 博幸	

篠山再生計画推進委員会の審議記録

1	開催名	第1回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年10月7日(水)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の報告について 2. 会議録の公開について
2	開催名	第2回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年11月9日(月)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
3	開催名	第3回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成22年10月12日(火)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
4	開催名	第4回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成23年11月8日(火)
	開催場所	篠山市役所本庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
5	開催名	第5回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成24年11月14日(水)
	開催場所	篠山市役所本庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約

6	開催名	第6回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成25年8月23日(金)
	開催場所	篠山市立篠山市民センター研修室5
	審議事項	1. 篠山再生計画実行中の投資的事業について
7	開催名	第7回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成25年11月25日(月)
	開催場所	篠山市役所本庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約 3. 篠山再生計画実行中の投資的事業について